

桜川市地域おこし協力隊募集関連支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、桜川市が桜川市地域おこし協力隊募集関連支援業務委託（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、受注者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2. 業務内容

(1) 委託業務名

桜川市地域おこし協力隊募集関連支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「桜川市地域おこし協力隊募集関連支援業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書には、提案にあたり最低限の必要事項を記載しており、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月23日（火）まで

(4) 見積限度額

4,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお本業務の実施に当たり、市は仕様書内「4.業務内容」に掲げる区分に応じ、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日総行応第38号）に基づく特別交付税の対象経費とすることを見込んでいる。

(1) 地域おこし協力隊の募集支援

地域おこし協力隊員の募集等に要する経費

(2) おためし地域おこし協力隊プログラムの企画・運営

おためし地域おこし協力隊の実施に要する経費

3. 参加資格

参加表明書等の提出時において、以下の要件をすべて満たす者であること。

(1) 桜川市建設工事等入札参加資格審査規程（平成17年桜川市告示第7号）に規定する競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）又は桜川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成17年訓令第36号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 桜川市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条に規定する暴力団または暴力団員でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

(6) 複数の企業による共同体で参加する場合は、全ての構成員が（1）から（5）の要件を満たす者であること。

4. 実施要領等の公表

本業務の公募と同時に、桜川市公式ホームページで公表する。公募に係る書類・様式は、市公式ホームページからダウンロードして入手すること。

[桜川市公式ホームページ] <https://www.city.sakuragawa.lg.jp/>

※トップページ→「市政情報」→「入札・契約情報」→「公募型プロポーザル情報」

5. 参加手続

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案者」という。）は、仕様書の内容を踏まえ、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 事業者概要書（様式第2号）
 - ウ 業務実績書（様式第3号）
 - エ 実施体制調書（様式第4号）
 - オ 企画提案書（任意様式）
 - カ 参考見積書（任意様式）
- ※ 用紙サイズはA4版とする。

(2) 提出期限

令和8年6月19日（金）17時（必着）

(3) 提出先

「12. 担当部署」へ提出すること。

(4) 提出方法

提出書類をPDF形式に変換し、電子メールにて添付して提出すること。

※ メールの件名は「【企画提案】桜川市地域おこし協力隊募集関連支援業務プロポーザル（事業者名）」とすること。

※ メール1通あたり、ファイル容量10MBとしてください。容量が大きい場合は、分割して送付または大容量ファイル送信サービス等により送付すること。

※ メール送信後、2営業日以内に返信がない場合は、メール到達の有無を電話で確認すること。

6. プレゼンテーション審査の実施

(1) プレゼンテーション審査の内容

プレゼンテーションは、原則として提出された「5. (1) オ 企画提案書」に沿った内容とし、追加資料の配布は認めない。なお、プレゼンテーションで使用する機器（パソコン等）は各自で用意することとするが、プロジェクター、スクリーン、接続用HDMIケーブルは市が用意したものを使用すること。

(2) 提出資料

「5. (1) オ 企画提案書」を印刷したものを9部持参すること。

(3) 実施日

令和8年6月26日（金）

※ 時間、場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。

※ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

(4) 出席者

3名以内とし、説明は本業務に直接関わる者とする。

(5) 所要時間

1提案者あたり説明（15分）及び質疑（10分）を予定（変更の可能性あり）。

7. 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定方法

ア 審査委員会が、プレゼンテーションによる説明を受け、別表【評価基準表】に基づき評価を行い、点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

イ 点数の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、見積金額の低い提案者を選定し、見積金額も同額の場合は審査委員会の評決による。

ウ 提案者が1者の場合でも審査を行い、審査員の評価点の平均点が60点以上の得点であった場合、優先交渉権者として決定する。

ウ 審査内容及び審査経過については、非公表とする。

(2) 審査結果

ア 審査の結果は、すべての提案者に対し電子メールにて通知する。

イ 優先交渉権者の名称を、市公式ホームページで公表する。

ウ 審査結果等についての問合せ及び異議申立ては受け付けない。

別表【評価基準表】

| 項目 | 評価の視点 | 配点 |
|---------------|--|-----|
| 業務理解 | 本市の現状、課題、特性を的確に把握した提案となっているか。 | 20 |
| 業務実績 | 本業務と同種業務及び類似業務の実績があるか。 | 10 |
| 業務体制 | 適切な実施体制となっており、業務内容に必要な経験・能力を有する担当者の配置が予定されているか。 | 10 |
| 提案内容（1） | 募集企画や募集要項の構築に至るまでの方法が明確に整理されており、的確な隊員募集が期待できる提案であるか。 | 30 |
| 提案内容（2） | 隊員募集の広報に関し、掲載媒体の選定や説明会の開催方法等が明確であり、かつ効果が期待できる提案であるか。 | 25 |
| 費用対効果 | 費用に対して適切な効果が期待できるか。 | 5 |
| 審査委員一人あたりの持ち点 | | 100 |

8. 契約手続き

優先交渉権者と市で業務内容等を協議し、仕様書を確定した上で、随意契約により契約を締結する。なお、優先交渉権者と契約に係る調整が整わない場合は、次に点数の高い提案者を新たな優先交渉権者として選定し、協議を行う。

9. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式第5号）を作成し、電子メールに添付して提出すること。

※ メールのはじめは「【質問】桜川市地域おこし協力隊募集関連支援業務プロポーザル（事業者名）」とすること。

(2) 受付期限

令和8年6月10日（水）17時（必着）

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、全ての質問について取りまとめ、令和8年6月12日（金）17時まで市公式ホームページに掲載する。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書及び関係資料は返却しない。なお、著作権は提案者に帰属する。
- (4) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び関係資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本プロポーザルのために市から受領した資料は、市の了解なく公表、使用してはならない。

11. スケジュール

| 日時 | 項目 | 備考 |
|-----------------|-------------------|------------------------------|
| 令和8年5月29日（金） | 手続開始 | 市公式ホームページに掲載 |
| 令和8年6月10日（水）17時 | 質問書の提出期限 | 電子メール |
| 令和8年6月12日（金）17時 | 質問書への回答 | 市公式ホームページに掲載 |
| 令和8年6月19日（金）17時 | 参加表明書・企画提案書等の提出期限 | 電子メール、郵送または持参 |
| 令和8年6月26日（金） | プレゼンテーション審査 | |
| 令和8年6月下旬 | 優先交渉権者の決定 | ・電子メールにより通知 ・市公式ホームページに掲載 |
| 令和8年7月中旬 | 契約締結 | |

12. 担当部署

桜川市総合戦略部ヤマザクラ課

〔住所〕〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023番地

〔電話番号〕0296-58-5111（代表）

〔メールアドレス〕yamazakura_s@city.sakuragawa.lg.jp